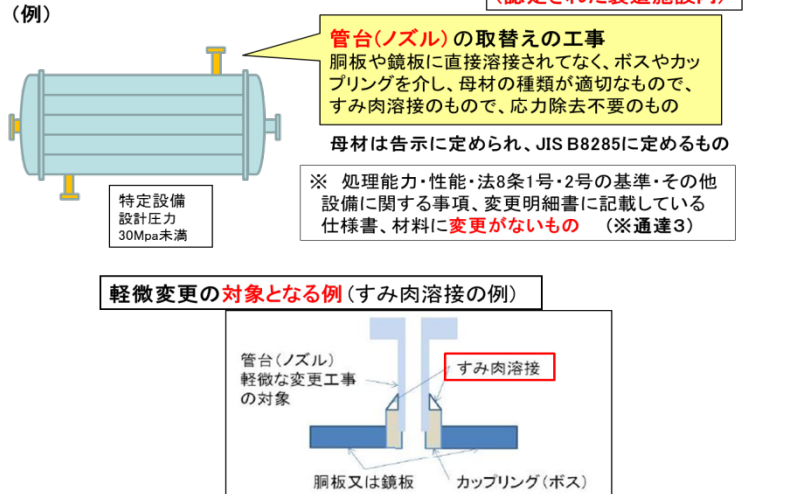
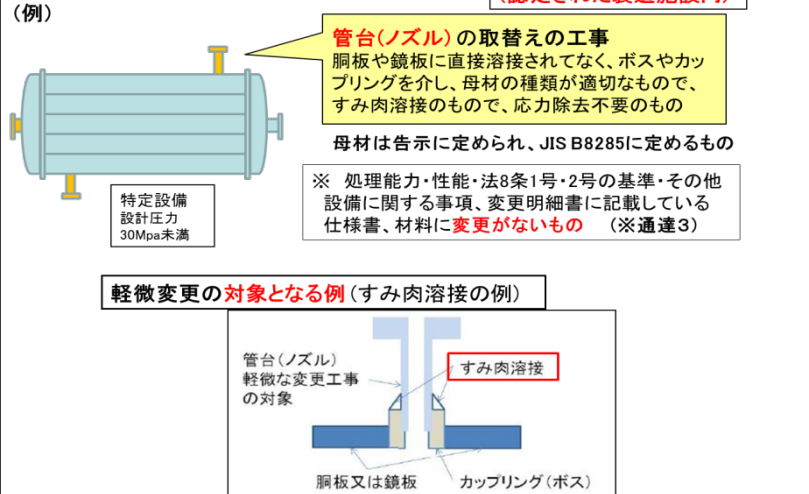


正 誤 表

標題書籍の記載に下表右欄のような誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、下表左欄のとおり訂正いたします。

	正	誤
<p>19頁、 参考 特定設備の 管台の取替えの例</p> <p>○の部分 が 訂正箇所</p>	<p>○一般則15条6号、液石則16条6号、コンビ則14条6号、通達 (認定された製造施設内)</p> <p>(例)</p> <p>管台(ノズル)の取替えの工事 胴板や鏡板に直接溶接されてなく、ボスやカップリングを介し、母材の種類が適切なもので、すみ肉溶接のもので、応力除去不要のもの</p> <p>母材は告示に定められ、JIS B8285に定めるもの</p> <p>※ 処理能力・性能・法8条1号・2号の基準・その他設備に関する事項、変更明細書に記載している仕様書、材料に変更がないもの (※通達3)</p> <p>特定設備 設計圧力 30Mpa未満</p> <p>軽微変更の対象となる例(すみ肉溶接の例)</p>  <p>管台(ノズル) 軽微な変更工事 の対象</p> <p>すみ肉溶接</p> <p>胴板又は鏡板 カップリング(ボス)</p>	<p>○一般則15条6号、液石則16条6号、コンビ則14条6号、通達 (認定された製造施設内)</p> <p>(例)</p> <p>管台(ノズル)の取替えの工事 胴板や鏡板に直接溶接されてなく、ボスやカップリングを介し、母材の種類が適切なもので、すみ肉溶接のもので、応力除去不要のもの</p> <p>母材は告示に定められ、JIS B8285に定めるもの</p> <p>※ 処理能力・性能・法8条1号・2号の基準・その他設備に関する事項、変更明細書に記載している仕様書、材料に変更がないもの (※通達3)</p> <p>特定設備 設計圧力 30Mpa未満</p> <p>軽微変更の対象となる例(すみ肉溶接の例)</p>  <p>管台(ノズル) 軽微な変更工事 の対象</p> <p>すみ肉溶接</p> <p>胴板又は鏡板 カップリング(ボス)</p>

	正	誤
<p>19頁、 参考 特定設備の管台及び特定設備本体の取替えの例</p> <p>○の部分 訂正箇所</p>	<p>一般則15条7号、液石則16条7号、コンビ則14条7号、通達 (認定された製造施設内)</p> <p>イ (例) 特定設備 設計圧力 30Mpa未満</p> <p>特定設備の管台(ノズル)の取替えの工事 胴板や鏡板に直接溶接されてなく、ボスやカップリングを介し、母材の種類が適切なもので、すみ肉溶接のもので、応力除去不要のもの</p> <p>※ 処理能力の変更がなく、同等以上(製造計画書記載事項に変更がなく、材料の向上)の性能を有するもの (※通達4)</p> <p>母材は告示に定められ、JIS B8285に定めるもの</p> <hr/> <p>ロ (例) 特定設備 設計圧力 30Mpa未満</p> <p>特定設備本体の取替えの工事</p> <p>※ 処理能力・性能・法8条1号・2号の基準・その他設備に関する事項、変更明細書に記載している仕様書、材料に変更がないもの</p>	<p>一般則15条7号、液石則16条7号、コンビ則14条7号、通達 (認定された製造施設内)</p> <p>イ (例) 特定設備 設計圧力 30Mpa未満</p> <p>特定設備の管台(ノズル)の取替えの工事 胴板や鏡板に直接溶接されてなく、ボスやカップリングを介し、母材の種類が適切なもので、すみ肉溶接のもので、応力除去不要のもの</p> <p>※ 処理能力の変更がなく、同等以上(製造計画書記載事項に変更がなく、材料の向上)の性能を有するもの (※通達4)</p> <p>母材は告示に定められ、JIS B8285に定めるもの</p> <hr/> <p>ロ (例) 特定設備 設計圧力 30Mpa未満</p> <p>特定設備本体の取替えの工事</p> <p>※ 処理能力・性能・法8条1号・2号の基準・その他設備に関する事項、変更明細書に記載している仕様書、材料に変更がないもの</p>

	正	誤
<p>20頁、 参考 高圧ガス設備の変更及びガス設備の取替えの例</p> <p>○の部分 訂正箇所</p>	<p>一般則15条8号、液石則16条8号、コンビ則14条8号、通達 ※ 非認定の製造施設内でも可</p> <p>イ 認定ポンプ → 認定ポンプ</p> <p>高圧ガス設備(特定設備を除く)の変更</p> <p>※ 処理能力の変更がなく、大臣認定・保安上支障ないと認めた物への変更</p> <p>認定バルブ → 認定バルブ</p> <hr/> <p>ロ 配管 ↔ 認定外弁</p> <p>高圧ガス設備(特定設備を除く)の変更 配管からバルブ・フランジ継手へ(逆もあり)</p> <p>※ 処理能力・位置に変更がないもの</p> <hr/> <p>ハ 認定外流量計・弁・ポンプ等 → 認定外流量計・弁・ポンプ等</p> <p>ガス設備(特定設備を除く)の取替え</p> <p>※ 処理能力・性能・法8条1号・2号の基準・その他設備に関する事項、変更明細書に記載している仕様書、材料に変更がないもの</p>	<p>一般則15条8号、液石則16条8号、コンビ則14条8号、通達 ※ 非認定の製造施設内でも可</p> <p>イ 認定ポンプ → 認定ポンプ</p> <p>高圧ガス設備(特定設備を除く)の変更</p> <p>※ 処理能力の変更がなく、大臣認定・保安上支障ないと認めた物への変更</p> <p>認定バルブ → 認定バルブ</p> <hr/> <p>ロ 配管 ↔ 認定外弁</p> <p>高圧ガス設備(特定設備を除く)の変更 配管からバルブ・フランジ継手へ(逆もあり)</p> <p>※ 処理能力・位置に変更がないもの</p> <hr/> <p>ハ 認定外流量計・弁・ポンプ等 → 認定外流量計・弁・ポンプ等</p> <p>ガス設備(特定設備を除く)の取替え</p> <p>※ 処理能力・性能・法8条1号・2号の基準・その他設備に関する事項、変更明細書に記載している仕様書、材料に変更がないもの</p>

下線部分が訂正箇所となります。

	正	誤
7 3 頁下 7 行目 ～ 7 3 頁下 6 行目	ロ) 容器と容器の間（多層階の場合、建物内の上下関係を含む。）が22.5 m（次の <u>(i)</u> 及び <u>(ii)</u> の場合は、それぞれに示す距離）以下である場合	ロ) 容器と容器の間（多層階の場合、建物内の上下関係を含む。）が22.5 m（次の <u>イ</u> 及び <u>ロ</u> の場合は、それぞれに示す距離）以下である場合
7 3 頁下 5 行目 ～ 7 4 頁上 1 行目	(i) 容器と容器の間に厚さ12 cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁（ <u>(ii)</u> において単に「障壁」という。）が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所（容器置場の6面が封鎖されているのではなく、両者が有効に遮断されていれば側面や上方は開放されていてもよい。 <u>(ii)</u> において同じ。）に設置されている場合（ <u>(ii)</u> の場合を除く。） <u>11.25 m</u>	(i) 容器と容器の間に厚さ12 cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁（ <u>ロ</u> において単に「障壁」という。）が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所（容器置場の6面が封鎖されているのではなく、両者が有効に遮断されていれば側面や上方は開放されていてもよい。 <u>ロ</u> において同じ。）に設置されている場合（ <u>ロ</u> の場合を除く。）
7 4 頁上 4 行目	・・・の圧力が解放されることを妨げない場所に設置されている場合 <u>6.36 m</u>	・・・の圧力が解放されることを妨げない場所に設置されている場合